

針として、その当時には主張されていたのである。重要な文言であると思われる所以で、以下にかけておく。

「……戦後の日本領土の帰すつについても、それが再びあらたな紛争の要因となることのないよう、連合国との善意と良識とを期待したい」だ。

このような見地から、ポツダム宣言およびカイロ宣言を見るに、「暴力的貪欲」依り日本國が略取シタ「新附の領土は返還せしめるが、日本の固有の領土と認められるべきものは、割譲の対象とはしない」ということであつて、その方針として、極東における秩序の安定を日途としていることが理解される。ただその具体的適用としての平和条約の領土条項では、必ずしもその方針が明確に貫かれていたとはいえず、平和条約が発効して十年以上も経つた今日、なお完全に解決をみていない地域がある。……竹島もまたそのような未解決の地域の一つで、……」（川上、前掲書 P.295）

いうところの一九四三年のカイロ宣言では、日本の植民地の返還と、「日本が暴力および貪欲によつて略取した他の一切の地域から駆逐される」とあつた。つづく一九四五年的ポツダム宣言では、「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク、又日本國ノ主權ハ、本州、北海道、九州、四國、及ビ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」と定めていた。

このことから川上は、「この方針に基づき、連合国によつて決定された結果が、上述の対日平和条約の領土条項として具体的に示されたわけである」と述べ、竹島はカイロ宣言が

竹島（独島）問題とは、日韓両国間で対立したままで現在に至つてはいる五〇余年にわたる領土紛争である。両国ともにそれが自国の固有領土であると主張して譲らない。日本外務省のホームページでは、「竹島は歴史的事実に照らしても、かつ國際法上も明らかに我が國固有の領土である」というのが、「我が國の一貫した立場である」といつている。果たしてそういうのかどうかの疑問を解明するのが本稿の課題である。

日本政府が主張する固有領土論のルーツになると思われるものは、外務省條約局にあつて韓国との竹島（独島）論争に深くかかわっていた川上健三の著書である。一九六六年（昭和四十一年）に刊行された『竹島の歴史地理学的研究』であり、竹島問題についての研究では、古典的な位置をもつ著作といつてよい。当面して、竹島（独島）問題の問題点を明らかにしようとする時、注目すべきは、川上の著書の「あとがき」であり、そのなか核心にせまる重要な問題がかくされているのではないかと思うところである。

「あとがき」には、「竹島研究の基本的態度」というサブタイトルがつけられている。著作刊行の目的は、「この島の歴史地理的事実をあくまでも學問的に究明することを意図したもの」と述べるのである。しかしその一方で、「日本固有の領土と認められるべきものは割譲の対象とはしない」とする方針を、「連合国との善意と良識」によつて実現して、竹島問題を解決してゆきたいとする強い願望を表明するのであつた。そしてそのことが、竹島問題に対する日本政府の基本方

内藤正中



統一評論 2005.7

竹島（独島）問題の問題点（上）

1. 固有領土論の登場

和四二）に刊行された『竹島の歴史地理学的研究』であり、竹島問題についての研究では、古典的な位置をもつ著作といつてよい。当面して、竹島（独島）問題の問題点を明らかにしようとする時、注目すべきは、川上の著書の「あとがき」であり、そのなか核心にせまる重要な問題がかくされているのではないかと思うところである。

「あとがき」には、「竹島研究の基本的態度」というサブタイトルがつけられている。著作刊行の目的は、「この島の歴史地理的事実をあくまでも學問的に究明することを意図したもの」と述べるのである。しかしその一方で、「日本固有の領土と認められるべきものは割譲の対象とはしない」とする方針を、「連合国との善意と良識」によつて実現して、竹島問題を解決してゆきたいとする強い願望を表明するのであつた。そしてそのことが、竹島問題に対する日本政府の基本方

定めているような暴力的略取によるものではない、日本の固有領土である以上、返還の対象にはならないとする。ただしその可否は、連合国とりわけアメリカがどのように判断するかにあるわけで、それだけにアメリカに対して働きかけもしたし、それなりの期待をかけていた。しかし対日平和条約では、「極東における秩序の安定を日途」とする方針であるにもかかわらず、領土条項においては「必ずしもその方針が明確に貫ぬかれてはいるとはいはず」といわなければならない結末であり、したがつて竹島は「未解決の地域の一つ」になってしまったのである。そこで川上は、「連合国との善意と良識に期待」しつつ、日本政府の主張を実現して、竹島問題を解決したいと述べるのであつた。

すなわち、一九五二年の対日平和条約では、竹島問題は解決しなかつたといわなければならないのである。しかし川上は、後述するように、対日平和条約で竹島は日本領土になつたとするコメントも記している。

川上や日本政府の前に立ちはだかったのは、一九四六年（昭和二二）一月二九日付連合国総司令部によるSCAPIN第677号の「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」である。そこでは、日本政府の権力行使が停止された特定地域として、朝鮮関係では、鬱陵島、濟州島と並んで、リアンクール岩（竹島）が含まれていた。ただし第8項には、「ポツダム宣言第8条で述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の方針を示すものと解釈

されてはならない」との定めがあつた。

次いで一九四六年六月二三日には、SCAPIN第103号で「日本の漁業及び捕鯨業に許可された区域に關する覚書」が發せられ、「日本の船舶及びその乗員は竹島から12哩以内には近づいてはならない。またこの島では一切接触をもつてはならない」と定めた。いわゆるマッカーサーラインの設定で、竹島は日本の外に置かれたのである。

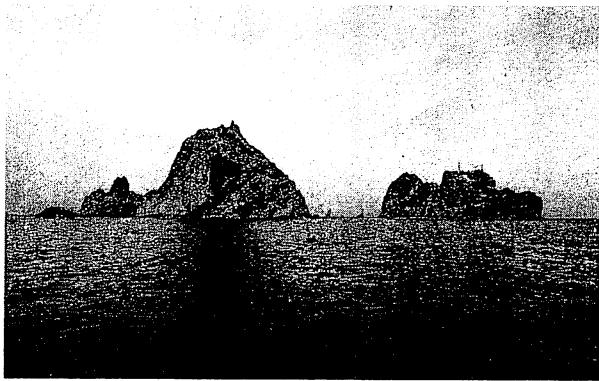
そして一九五二年（昭和27）四月二八日に対日平和条約は発効する。「行政権停止の総司令部指令も必然的にその効力を失つた」と、川上は述べている（川上、上掲書、P.251）、それはSCAPIN 677で定められていた竹島に対する日本政府の行政権停止が解除され、固有領土として日本に帰属することになるという認識にもとづくコメントである。しかし前述マッカーサーラインについては、同年の四月二十五日付で廃止の覚書が出されていることからすれば、平和条約の発効で、SCAPIN 677などすべての総司令部指令が自動的に無効になるといえるかどうかが残る。

対日平和条約では、その第二条（a）で、「日本国は朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島、及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」と記されるが、竹島については何らの言及もなかつた。このことから川上は、「平和条約中に竹島の名が見えないということは、同島が日本領土の一部であることを明確にしていると解せられる」と述べるのであつた（川上、前掲書、P.252）。

外交文書のなかに關係史料を見出して上述の見解をもつに至る。塚本の研究については後述することにしている。

それとともに、基本的な問題は、固有領土であるとする主張についてであり、韓國側の主張はともかくとして、日本側の主張についての問題点を検討する必要に迫られる。アメリカの竹島認識を決定的に変えた一九四九年（昭和24）一一月一四日付シーボルト駐日政治顧問の國務長官宛の

竹島（再論）——『レフアレンス』1999年3月号、P.34）。塚本は、一九八三年の時点では「條約中に竹島に関する明文規定がなくそのいざれが正当であるか直接的証拠を欠く状態である」といついたが（『サンフランシスコ条約と竹島』——『レフアレンス』1983年6月号）、その後アメリカ公文書館



独島全貌

政治顧問の國務長官宛の

意見書では、「リアンクール岩（竹島）の再考を勧告する。この島に対する日本領土主張は古く、正当と思われる。安全保障の考慮がこの地に気象およびレーダー局を想定するかもしれない」とある。そこでは日本側の固有領土であるとする主張が十二分に反映されているし、極東における安全保障も配慮されていた。改めて日本政府が主張する竹島固有領土論についての検証が必要とされる所以である。

2. 松島についての認知

外務省のホームページでは、「竹島領有権に関する我が国の主張」として、「我が国は遅くとも一七世紀半ばには、実効的支配に基づき竹島の領有権を確立していたと考えられる」と述べて、具体的には「江戸時代の初期（一六一八年）、伯耆藩の大谷、村川両家が幕府から鬱陵島を押領して渡海免許を受け、毎年同島に赴いて……。また遅くとも一六六一年には両家は竹島を押領していた」という。ここで竹島が現竹島であり、当時は松島とよばれており、鬱陵島が竹島であった。

問題は、米子町人の両家が竹島と松島を「押領」した上で渡海免許を受けたという記述が正しいかどうかである。「伯耆藩」という藩名ではなく、鳥取藩か因州藩と呼ぶべきであるが、それはさておき、日本側の竹島認知からみていく。

これに對して韓国側は、対日平和条約の領土問題で、SCAPIN 677の規定と矛盾する内容が盛り込まれたとは考えられず、独島（竹島）の領土帰属に實質的変更はなく、韓国領であるという立場である。そして韓国政府は、平和条約が発効する直前の一月一八日に、海洋主権宣言を發表して、独島（竹島）を含む海域に「李承晚ライン」として排他的水域を設定した。このことから、竹島（独島）問題は日韓両国間の領土紛争として顕在化する。

ここでの問題は、対日平和条約の領土条項をめぐる解釈の相違である。条約に竹島についての明文規定がないことによる。特に韓国側が問題にしているSCAPIN 677との整合性についてであり、平和条約の条文だけから領有権についての何らかの結論を導き出すのは無理といつものであろう。リアンクール岩（竹島）についての明示的な規定は、SCAPIN 677しかない。したがつて川上も、著書の本文では平和条約に竹島への言及がないことをもつて、日本領土であることを示すといつてはいたが、同書の「あとがき」では未解決地域の一つになつたという異なる見解を述べるのである。

しかしこのことについて、平和条約で主権を回復した以上、連合国総司令部による各種指令（覚書）も効力を終止するという立場をとる塚本孝は、「関係条文には竹島への言及がない。竹島が本来日本の領土であるとすれば分離されるいわれはない。」、関係条文に竹島への言及がないことは、SCAPIN 6

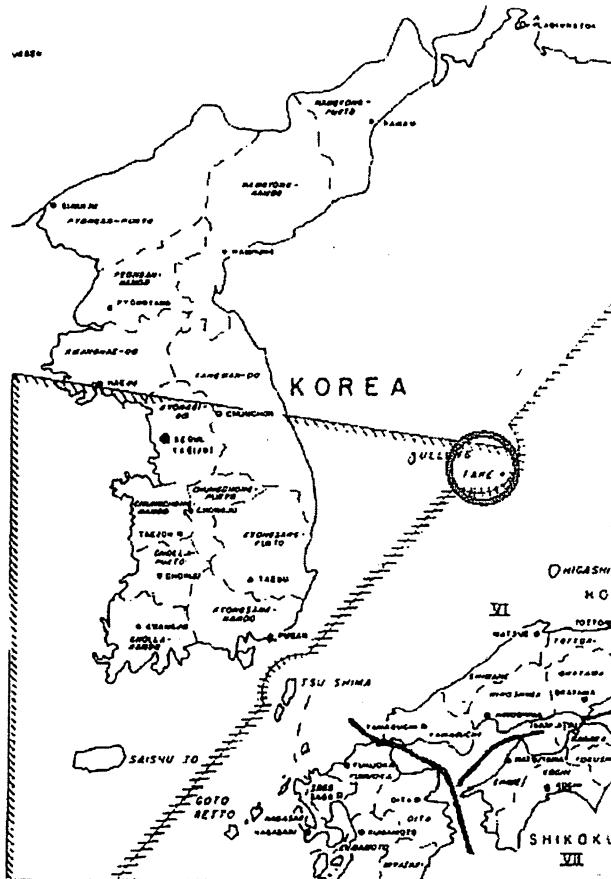
「松島」という名称である。それは、一六六七年（寛文七）に松江藩士の斎藤豊仙がまとめた『隱州視聽合紀』のなかに記してある。そこでは、隱岐国の西北、日本海上の島として、鬱陵島の竹島とともに、松島について次のように述べている。

「隱州在北海中故云隱岐島……戊亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島。此二島無人之地、見高麗如自雲州望隱岐、然則日本之乾地以此州爲限矣」

これは、寛文七年秋八月に松江藩の命で幕府からの預り地である隱岐国を巡見した斎藤豊仙が、自らが聴取し見分したことなどをまとめた報告書の冒頭に記した文言である。隱岐島から西北の方向に一泊二日かけて航海すれば松島があり、さらに一日ゆけば竹島があるというもので、両島ともに無人島である。そして竹島から朝鮮国を見るのは、ちょうど出雲国から隱岐国を眺望するようなもので、日本の西北の境界は竹島である、というものである。

隱岐の人たちは、伯耆の米子町人が幕府の特別許可を得て、

毎年竹島渡海と称して鬱陵島に通漁していたことを知っている。隱岐の人たちのなかには乗組んで渡海事業に参加した者もいたし、島後の福浦港は竹島渡海の風待港になっていた。したがつて、竹島渡海についてはもちろん、その途中に望見したり、漁をしたことのある島として松島を知っていたわけだ、それが伝聞情報として隱岐国内では広く普及していたものと考えられる。



いつている以上は、此島は明らかに鬱陵島（竹島）としなければならない。

ところで朝鮮王朝は、一五世紀以来、鬱陵島を無人化する空島政策をとっていた。このため大谷、村川両家は七〇年以上にわたる竹島渡海ができたわけである。しかし空島政策は

朝鮮王朝として領有権を放棄したものではない。だから後述するように、一六九六年（元禄九）には幕府も朝鮮領であることを認めて日本人の渡海を禁止するのである。したがつて米子町人による竹島渡海事業なるものは、空になつてゐる島に入り込み、なかにある宝物を持ち帰つていた泥棒行為と同じであり、これを外務省のよう、「実効的な支配に基づき竹島の領有権を確立していた」などといえるものではないことは明らかである。

大谷、村川両家による竹島渡海事業といふものは、竹島・松島ともに住民が住んでいない無人島であるということから、新しく発見して幕府に申出てきた米子町人に渡海を特別に許可したものである。それが朱印状ではなく奉書の形式をとつたのも、外國への航海ではないということであるが、日本領内の離島であるのなら、そうした特別許可はいらないはずである。竹島への渡海免許が初回の一回だけであったというのも、日本国内並みとみなされたためと考えることもできる。

しかしながら、一六八一年（延宝九）の

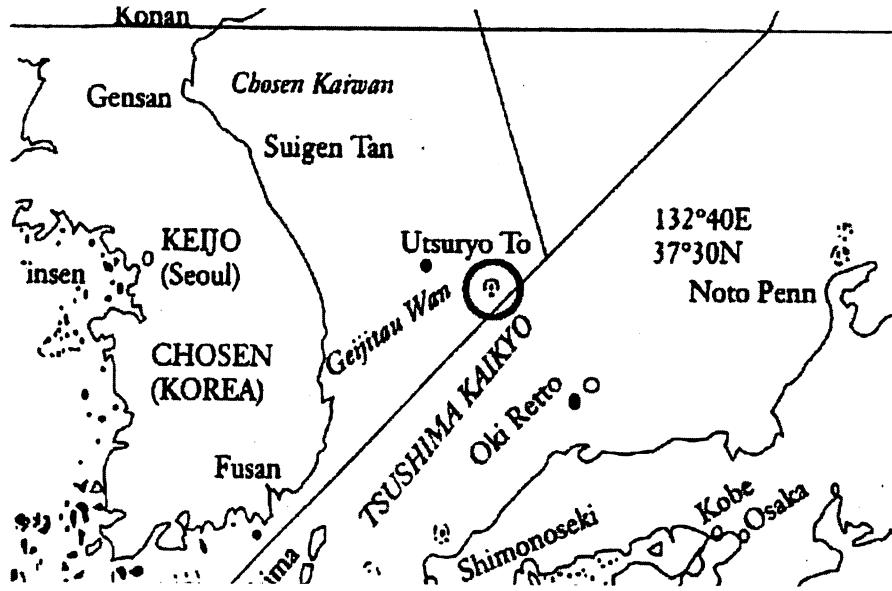
連合国総司令部が作成したS.C.A.P.-I 第677号の付属地図
独島をTAKIと表示し朝鮮の領土としている（マルで囲った部分）

ところで、この『隱州視聽合紀』の記事に見られる「日本之乾地以此州爲限矣」の文言は、日韓双方の学者の間で、その解釈をめぐつて対立したままで現在に至つて重要な争点になっている。日本側では、「此州」を鬱陵島の竹島とみている者が多いのに対し、韓国側では隱岐国とする者がほとんどである。このことは、竹島・松島の領有権にかかわつてくるので、きびしい論争となるのである。なお、一九九四年二月に日韓両国の論点を整理した国立国会図書館塚本孝による「竹島領有権問題の経緯」（『調査と情報』第244号）のなかでは、何故かこの問題を欠落している。

韓国側の学者の読み方を問題にする者もいるが、そんなことはたいしたことではない。決定的なことは、一六九六年（元禄九）の幕府による竹島渡海禁止令以前の一六六七年に出された史料であるということである。当時は、毎年のように米子町人が渡海していたので、竹島は当然のことのように伯耆国に属する日本領土と見られており、日本の西北の境界は竹島（鬱陵島）となる。日本領とみなさなければ「竹島一体」を争う意味はない。

関連して、一八一三年（文政六）に隱岐の大西教保が著した『隱岐古記集』でも同じ趣旨の記述がある。同書は『隱州視聽合紀』を底本にして増補したものといわれている。「此島より朝鮮を望めば、隱州より雲州を見るより猶遠くして、今は朝鮮人來りて住すと云ふ」。一六六七年の「此州」がここでは「此島」となつており、朝鮮人が在住しているところも、日本国内並みとみなされたためと考えることもできる。

大谷家古文書のなかには、竹島（鬱陵島）だけでなく松島（現竹島）についても、「拝



「連合国旧日本領土処理に関する付属書」付属地図

独島（マルで囲った部分）が朝鮮の領土として処理され区画されている

領有権をめぐるものであつた以上、こうした説は無意味である。竹島が朝鮮領の鬱陵島であることを幕府も認めるによつて、竹島一件は結着したのである。

その場合、松島（現竹島）はどうであつたかが残る。しかし、もともと松島については、竹島に附屬する島という理解で特段の取扱いはしてこなかつた。そうである以上、松島について言及する必要もなかつたのである。竹島渡海が禁止されてしまうと、松島へだけ渡海する者はいなかつた。さらに幕府の決定に重大な影響を与えたと思われる鳥取藩の一六九年五月（元禄八）一二月二十五日付の文書がある。これは、前日の一四日に幕府老中阿部豊後守からの質問に対する鳥取藩の回答書である。

幕府から鳥取藩への質問は七か条で、その第一に「因州伯州え付候竹島はいつの此より両国の附属候哉、先組領地被下候以前よりの儀候哉」とあり、幕府としては、竹島が因幡伯耆を支配する池田藩に所属する島と考へていたことがわかる。したがつて、いつから因伯の領地になつたかと問い合わせるのである。これに対する鳥取藩の回答は、「竹島は因幡伯耆附属にては無御座候」であった。

さらに第七項には、「竹島の外両国え附属の島有之候哉、並是又漁採に両国者の者參候哉」との質問がある。これに対する鳥取藩の回答では、「竹島松島其外両国之附属の島無御座候事」と、竹島とともに松島についても、因伯両国に附属するものでないことを明言した。

領したとか「支配御預ケ」という言葉が使われているのを見ることができる。毎年のような渡海事業が恒例となり、「竹島御用」と称する竹島特産物の幕府要人への献上、そして「將軍御目見え」の繰り返しなどを通じて、三代目の当主の時代になると、先祖の尽力で無人島を幕府から「拝領」して、排他的に「支配御預ケ」になつたものと思い込むに至つたものと考えられるのである。封建社会にあつては、町人に無人島である土地を分与するということは、本来ありえないことである。

とあれ、竹島への渡海基地になつてゐた隱岐でも、竹島そして松島が、鳥取藩の伯耆國に属する離島であると思ひ込むようになる。松江藩預ヶ地である隱岐國に鳥取藩内米子藩の船が竹島渡海のために出入するための便宜供与を依頼するため、鳥取藩は渡海手形を発行していたことから、竹島渡海は松江藩の隠岐を経由する鳥取藩内での往復とみられていたといえる。

3、松島は因幡伯耆附属にては無御座候

無人島であると思い込んでいた竹島（鬱陵島）で、初めて朝鮮人に出会うのは一六九二年（元禄五）である。この年は五三人が来ていたが、日本側は二人の少数であったので争うことではないで、朝鮮人が作つた申鮑のほか、笠、網頭巾、こうじ味噌を持ち帰つて藩庁に届出た。江戸の藩邸か

ら幕府に対処方法を照会してみたところ、すでに朝鮮人が退去しているとすれば、「何の構もこれなく」という回答である。

翌一六九三年、四〇人の朝鮮人が来てゐた。そのなかの二人を捕えて米子に連行した。安龍福と朴於屯の両名で、米子で二ヶ月にわたる取調べの後、幕府の指示で長崎奉行所に送られ、対馬藩により帰国させた。ついでに幕府は、対馬藩に命じて竹島は日本領であるから朝鮮人は出漁しないよう禁止措置をとることを朝鮮国に要請させた。

この時対馬藩が朝鮮王朝に宛てた文書には「本国竹島」と記して、日本領土の島であるという認識を示していた。また対馬藩の『朝鮮通交大紀』にも、一六九六年に朝鮮人が「我因幡州竹島に來り」と、竹島が鳥取藩に所属するということを表明している。

これに対する朝鮮側は、「倭人所謂竹島、即我國鬱陵島」と、一島一名であるといつて朝鮮領であることを主張した。「竹島一件」といわれている日朝間の外交交渉は、釜山の倭館を舞台に三年間つづけられた。そして一六九六年（元禄九）一月二十八日に、幕府が老中四名の連署でもつて、「向後竹島へ渡航之儀制禁可申付旨被仰出之候間」と、鳥取藩主に竹島渡海禁止令を達したのである。

この達は、たしかに竹島への渡海を禁止しただけである。このことから、幕府は竹島の領有権を放棄したものではないという説もあるが、三年間にわたる日朝外交交渉が、竹島の

翌一六九三年、四〇人の朝鮮人が来てゐた。そのなかの二人を捕えて米子に連行した。安龍福と朴於屯の両名で、米子で二ヶ月にわたる取調べの後、幕府の指示で長崎奉行所に送られ、対馬藩により帰国させた。ついでに幕府は、対馬藩に命じて竹島は日本領であるから朝鮮人は出漁しないよう禁止措置をとることを朝鮮国に要請させた。

その結果、幕府は竹島が朝鮮領の鬱陵島であることを認め、日本人の竹島渡海を禁止することになるのであるが、ここでの決定について三〇年後の一七二四年（享保九）に鳥取藩がまとめた「竹島渡海禁止並渡海沿革」には、次のように記している。

「思ふに、幕府当局も初め竹島の事情を詳悉せず、我出漁者の爲に宗氏をして朝鮮に交渉せしめしも、後竹島は鬱陵島にして、往古朝鮮の属島たり、出漁者又定住するにも非ず、又我藩の支配地たるにも非ざるを知るに及び、むしろ事態を発生せず、無事に問題を落着せしめむとせしもの如し」

（『鳥取藩史』第6巻、P・146）。

なお、川上健三も竹島・松島が鳥取藩所属でないとしていることは「けだし当然」といつて。ただしその理由とするところは、竹島渡海事業が官許の公務であり、鳥取藩が直接関係していなかつたためである（川上、前掲書、P・84）。これは事実ではない。渡海免許も渡海禁止も幕府から鳥取藩に出されており、鳥取藩としても毎年の渡海にあたつて米や鉄砲の貸付をしていたのであるから、幕府直轄で鳥取藩は関係がなかつたから、竹島・松島は因伯附属の島ではないと回答したのは「当然」とするわけにはゆかない。

鳥取藩領と思われていた竹島、そして松島について、鳥取藩としては自らに附属する島ではないといつたのである。領主なき土地はないのが封建社会の原則であるから、日本領土ではないといったことになる。下條正男の近著『竹島は日韓

どちらのものか』には、このことについての言及がない。

4. 松島即子山島此亦我国地

一七世紀になつて、日本人が竹島への渡海を行うようになるなかで、竹島への航海の途中に島を望見し、あるいは立寄るなどして、これを松島と名づけ、それなりの認識をもつに至る。

これに對して韓国側は、鬱陵島にあつた于山国が五一一年（智證王一三）に新羅に服属したという記事が史書に見られるが、独島については何らの記録もないままである。鬱陵島とは別の島が東海にあるという情報がもたらされるのは、一五世紀なかばの「于山島」からで、『世宗美錄地理志』（一四三年）の蔚珍縣の条に、「于山・武陵」島は県の正東の海中に在り、一島相去ること遠からず、風が吹いて清明なれば則ち望見すべし」と述べる。しかし朝鮮王朝は、一四一八年から鬱陵島に対しても空島政策を実施する。そのため、鬱陵島に派遣されて観察した官人の報告は少なく限られてしまつ。一般の民衆も空島政策で島に渡ることを禁止されていたため、民間情報も無に等しかつた。当然のことながら、鬱陵島の東方海上に位置する于山島を実地に検分することはなかつたのである。一四七六年（成宗七）に発見されたという三峯島にしても、報告にある島の形状からすれば鬱陵島の姿に似ている。ともあれ、鬱陵島とは別な島が東海にはあるということは、

一五世紀には一般の常識になつてゐた。ただ實際に確認していなかったために、一五三一年の『新增東國輿地勝覽』記載の「江原道図」のよう、鬱陵島と同じ大きさで、その西方に位置する于山島を記したりもした。ただここでは、于山島にしても三峯島、可支島にしても、それをもつて現在の独島と比定する確証は全くないのである。しかし後述するように、安龍幅が鬱陵島とは別の島を于山島と特定した背景には、それなりの情報が流布されていたためとみなければなるまい。

史書に記載されているのは、一六九六年（元禄九）六月に伯耆国に抗議来藩した安龍福が、帰国後に備邊司に捕えられ、そこでの訊問調書のなかで供述した記録で、『朝鮮王朝実録』卷30、肅宗22年9月戊寅條である。そこでは、「松島即子山島比亦我国地」とある。「子山島」というのは于山島の誤りである。

この文言は、鬱陵島で日本人を見つけ、彼らを追つて松島に至り、そこで発した言葉ということになつてゐるが、その年には一月の渡海禁止令のため、日本人は竹島には渡海していないのであるから、安龍福がそういうのは眞実ではない。

しかし鳥取藩の岡島正義の『竹島考』などによると、伯耆國に着岸した時に、船の先頭には「朝鬱両島監稅將臣安同知騎」と記した旗をかかげていたといふ。『朝鬱両島』は、朝鮮鬱陵島の意味なのが、両島とは鬱陵島と于山島をいうのかは不詳であるが、『竹島考』には「朝鬱両島ハ鬱陵島ト于山

島是ナリ」と注記がしてある。

また安龍福が、「伯耆州」から「両島既屬國」と、鬱陵・于山両島が朝鮮國のものであるという書契をとりつけたといふことも、『朝鮮王朝実録』にあるが、安龍福は鳥取藩主に会うことができなかつたのであるから、書契などがもらえるはずもない。ただ安龍福が鳥取藩を通じて閔白、すなわち徳川將軍に宛てた許状を提出し、そのなかで言及していた可能性についてまで否定はできないであろう。対馬藩主は東萊府使に「去秋、貴国人呈單ノ事アリ」と述べてゐるし、朝鮮側も「標風ノ愚民」による「呈書ノ事」があつたと認めてゐる。

以上のことから、安龍福によつて鬱陵島の東にある島が于山島であり、両島ともに朝鮮國に屬する領土であると主張したことが『朝鮮王朝実録』など史料の上では確認できるのである。安龍福の鳥取藩への抗議来藩については、鳥取藩の史料を使って実情を解明し、『朝鮮王朝実録』が所載する安龍福の供述に信頼性がないことを明らかにしたことがある。（内藤『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』参照）。

（ないと せいぢゅう 鳥取大学名誉教授）

